

自主防災組織活動の手引き

霧島市

令和2年6月

沿革 令和3年9月改訂

令和5年3月改訂

はじめに

近年、今までに経験したことのないような地震、津波、集中豪雨等の自然災害により、多くの人命や財産が失われています。

この様な大規模災害時には、公的機関の迅速な救助・救護は困難になり、自主防災組織を中心とした、初期消火や救出・救護、避難などの活動が重要となります。

このような活動が効果的に行われるためには、日頃から、住民や地域、消防団等が連携して、防災知識の普及啓発や防災訓練等を積み重ねておくことが必要です。

本マニュアルは、自主防災組織結成や、防災活動をするための手法などについて、消防庁「自主防災組織の手引き」（平成 29 年 3 月）を参考に（一部加筆）、さらに市の取組などを加えながらまとめたものです。

地域における自主防災活動の参考としてご活用下さいますようお願いいたします。

令和 2 年 6 月 霧島市安心安全課

目次

1. 結成について

1 自主防災組織の役割	1
2 自主防災組織の結成	3
(1) 防災についての話し合い	3
(2) 自主防災組織の規模	4
(3) 自主防災組織の編成	4
(4) 自主防災組織の運営	6
(5) 規約の作成及び防災計画の策定	6

2. 活動について

1 日常における活動	18
(1) 防災知識の普及・啓発	19
(2) 地域の危険箇所の把握	20
(3) 防災訓練	22
(4) 要配慮者への対策	26
2 防災訓練実施計画の策定	27

1. 自主防災組織の役割

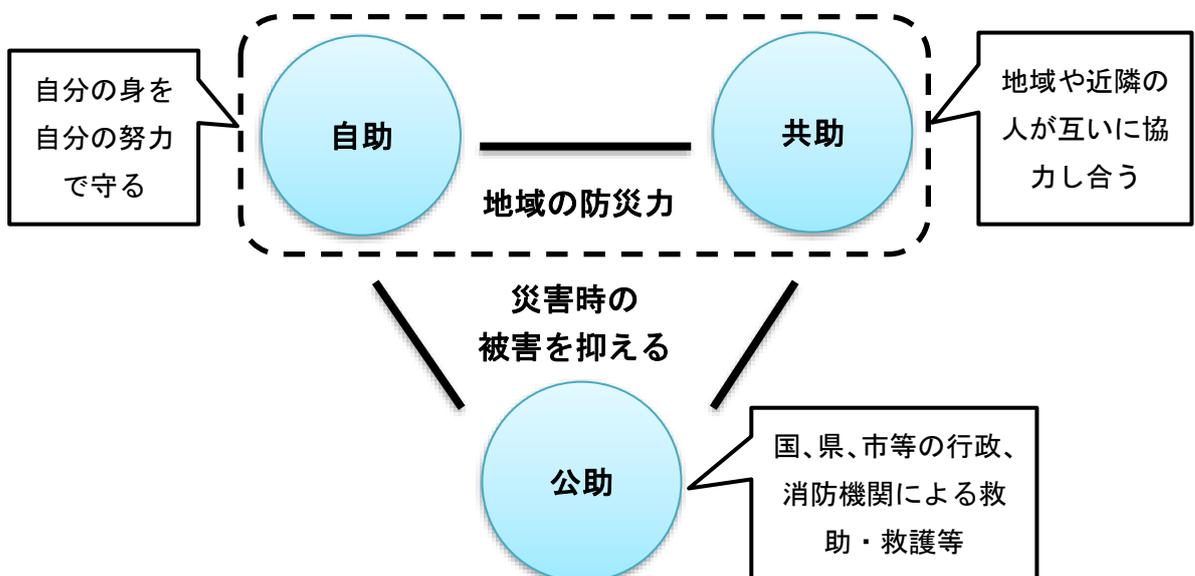
住民が安心・安全に暮らすため、生命、身体及び財産を災害から守る防災対策は、行政上最も重要な施策の一つです。

ひとたび大規模な災害が発生した時には、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策を取ることが難しいため、自分の身を自分の努力で守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

そして「自助」、「共助」、「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

例えば、東日本大震災では、激甚かつ広域な被害が発生したことに加え、自治体の庁舎や首長を始めとした職員が被災し、災害発生直後において「公助」が十分に機能しえない状況に陥った地域もみられました。また、平成28年の熊本地震では、避難所運営に多数の職員が忙殺され、復旧や復興への実施が困難な事例が発生しました。

このような状況下では、地域住民の一人ひとりが、組織的に初期消火や情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うことこそが重要となります。

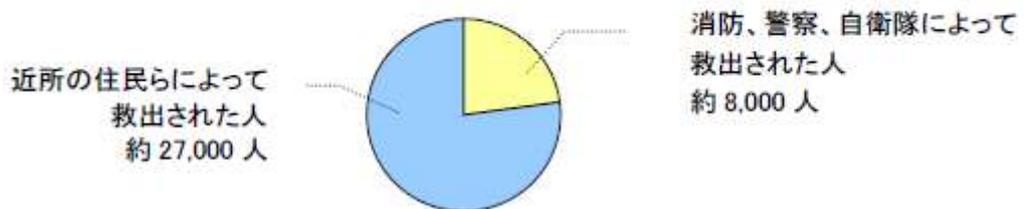


ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることとなった。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人のうち約8割が家族や近所の住民らなどによって救出されたという報告がある（図1）。

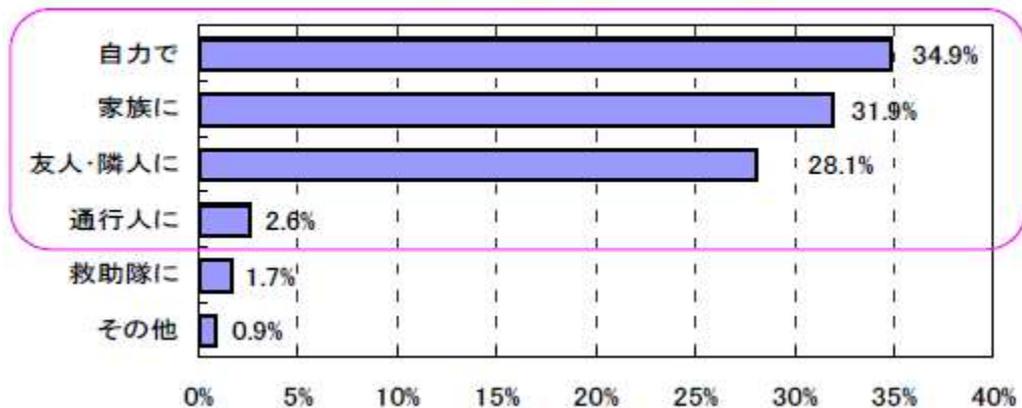
また、特定の地域では自力又は家族や近所の住民によって救出された割合が9割を超えるという調査結果もある（図2）。

図1 阪神・淡路大震災における市民による救助者数と消防、警察、自衛隊による救助者数の対比³



「大規模地震災害による人的被害の予測」（河田恵昭 自然災害科学第16巻第1号）

図2 生き埋めや閉じ込められた際の救助⁴



「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書（神戸市内、標本調査）」（日本火災学会）

また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した旧北淡町富島地区（現淡路市）の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしている。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれる。

消防庁「自主防災組織の手引き」より

2. 自主防災組織の結成

自主防災組織を結成するためには、地域住民が強制的なものではなく、自発的に参加することはもちろんですが、無理せず継続的に参加することも重要です。

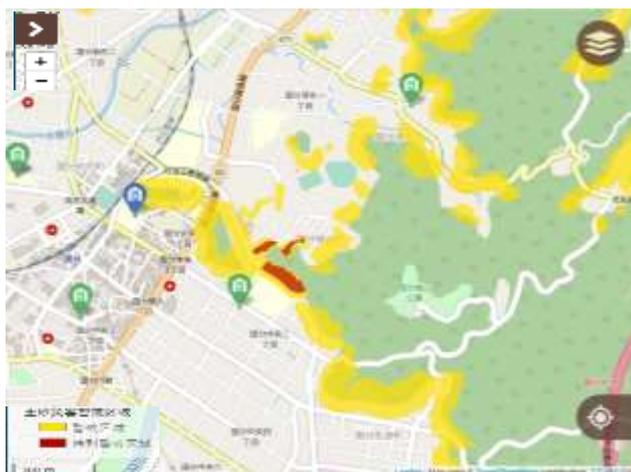
まずはひとりでも多くの住民が防災への関心を持てるよう、「地域でともに安心・安全な暮らしを守る意識」の啓発のため、まず、公民館や自治会で防災について話合いましょう。

(1) 防災についての話合い

- ・ 自分たちの住んでいる地域ではどんな災害が発生する可能性があるか。
- ・ 地域の危険な箇所や安全な場所はどこか。
- ・ 災害が発生したとき、どんな活動が必要になるか。 など。

「霧島市ハザードマップ」

「きりしま防災・行政ナビ」



○ 地域の危険な箇所などを「霧島市ハザードマップ」で確認しましょう！

霧島市ハザードマップは、霧島市ホームページやきりしま防災・行政ナビで見ることができます。本マップでは、地域の危険な箇所や避難所を確認することができるほか、地域の安全な場所や避難経路を検討することも活用することができます。

なお、本マップは随時更新するため、最新の情報を確認することができます。

※「きりしま防災・行政ナビ」

メニュー/マップ/ハザードマップ/  /災害種を選択

※「霧島市公式ホームページ」

消防・救急、防災／防災／防災マップ／霧島市ハザードマップについて

※ 防災についての話合いや「きりしま防災・行政ナビ」の詳細については安心安全課へお問い合わせ下さい！

(2) 自主防災組織の規模

規模は「自分たちの地域は自分たちで守る」という目的に向かって、自主防災活動を効果的に行うことが「3」が最適であり、地域住民が日常生活上の一体性を感じることもできるような規模が望ましいと考えられています。

- 住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模であること。
- 地理的状況、生活環境からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模であること。

なお、場合によっては、大規模な地域を基礎として自主防災組織を設立し、それをいくつかの地区に分けて地区組織を編成したり、逆に自治会等単位の組織を連合して組織を作ることも考えられます。

(3) 組織の編成

自主防災組織を結成し、活動を進めていくためには、組織を取りまとめる会長をおき、会長のもとに副会長ほか自主防災活動に参加する構成員一人ひとりの仕事の分担を決め、組織を編成する必要があります。

編成にあたっては、まず活動班を編成し、活動班ごとにも指揮者（班長）を定めます。

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させていきましょう。

組織の基本的な編成（例）を掲載しますので参考にしてください。

組織の基本的な編成（例）

編成班名	→	日常の役割	災害時の役割
総務班	→	全体調整 他機関との連絡調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握 (避難行動要支援者の避難状況等)
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路(所)・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

また、次のような点にもポイントをおいて編成しましょう。

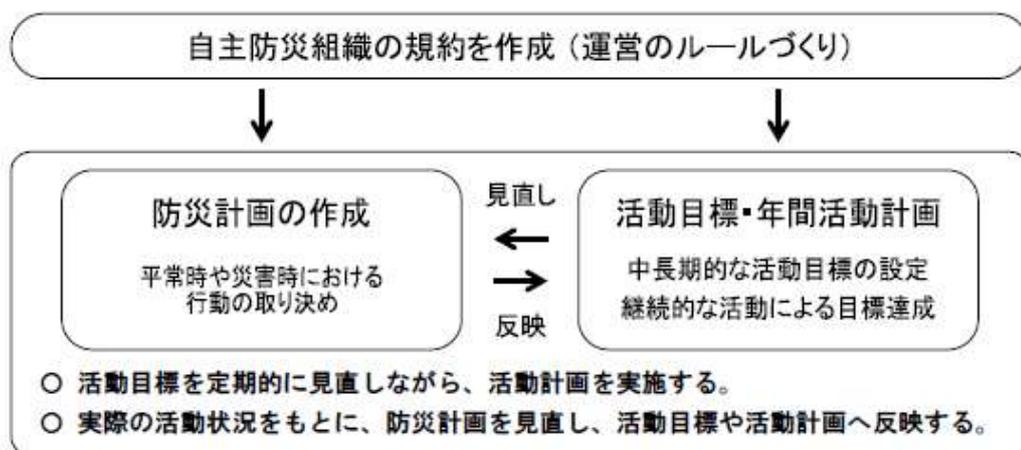
- 地域内でバランスよく対応できる班編成
(人口や世帯数、昼間地域にいる人員等を考慮し、災害の発生時間帯によって班の人員に偏りのない配置等)
- 地域内の専門家や経験者等、班員の活動に実効性を持たせる配置
(例：消防職員・団員等の防災危機管理業務の経験者、医師、看護師、大工、エンジニア等の登用)
- 地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の位置づけ
(地域内の事業所における自衛消防組織や従業員の配置を踏まえた編成や協力体制の検討)
- 避難行動要支援者に対する取組
(福祉活動に従事する方や団体との連携、専任の班の編成等)
- 性別や年齢等により役割を固定化させることのないよう、活動内容や人員構成等を適宜見直す。
- 女性の方の参画にも積極的に取り組み、女性の視点を活かした防災活動にも着意しましょう。

(4) 組織の運営

自主防災組織を編成し効率的に運営していくためには、組織の目的や事業内容、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について明確にした規約を定め、災害の発生時に迅速かつ効率的に防災活動を行い、被害の拡大を防止するための防災計画を策定しておくことが重要です。

また、防災活動が意義のある活動となるよう、組織の活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、安定した組織の運営を行うことが重要となります。

自主防災組織の運営について（流れ）



(5) 規約の作成及び防災計画の策定

結成について地域で合意が得られたら、規約や計画を定めて総会等で承認を得ましょう。

① 規約の作成

自主防災組織の活動をスムーズに行うためには、組織の位置づけや体系、役割分担等を明確にした規約（運営ルール）を作成しておくことが重要です。規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものであり、次のような点に留意して下さい。

規約作成の留意点

- ① 自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意を明確化した規約を定めておく。
- ② 自主防災組織を設けるにあたり、公民館、自治会の一つの部門として設ける場合は、公民館、自治会の規約を改正すれば足りませんが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要があります。
- ③ 規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定等について定めるものである。

結成について

次に規約の一例を記載しますので、それぞれの地域の実情に合わせた規約の作成の参考にして下さい。

規約の一例

〇〇自治会自主防災組織 規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇自治会自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。（例：公民館長宅）
- (2) 災害時は〇〇とする。（例：〇〇公民館）

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、風水害その他の災害（以下「風水害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 風水害等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 風水害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名

(5) 監査役 2名

- 2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員、消防団員〇Bなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。
- 3 役員の任期は、防災委員は〇年、その他の者は〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第7条 会長は、本組織を代表し、会務を総括し、風水害等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。
- 3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本組織は、風水害等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画

結成について

を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 風水害等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 風水害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

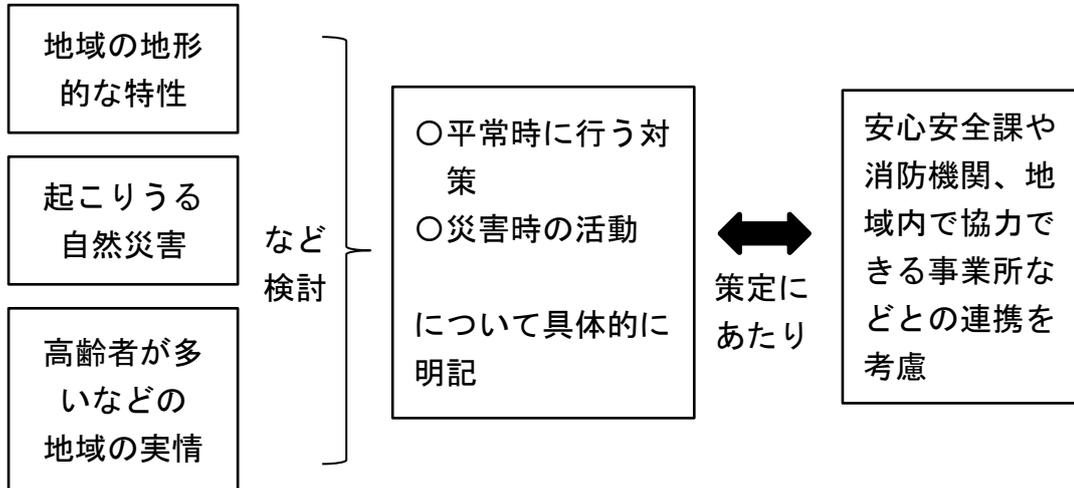
2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

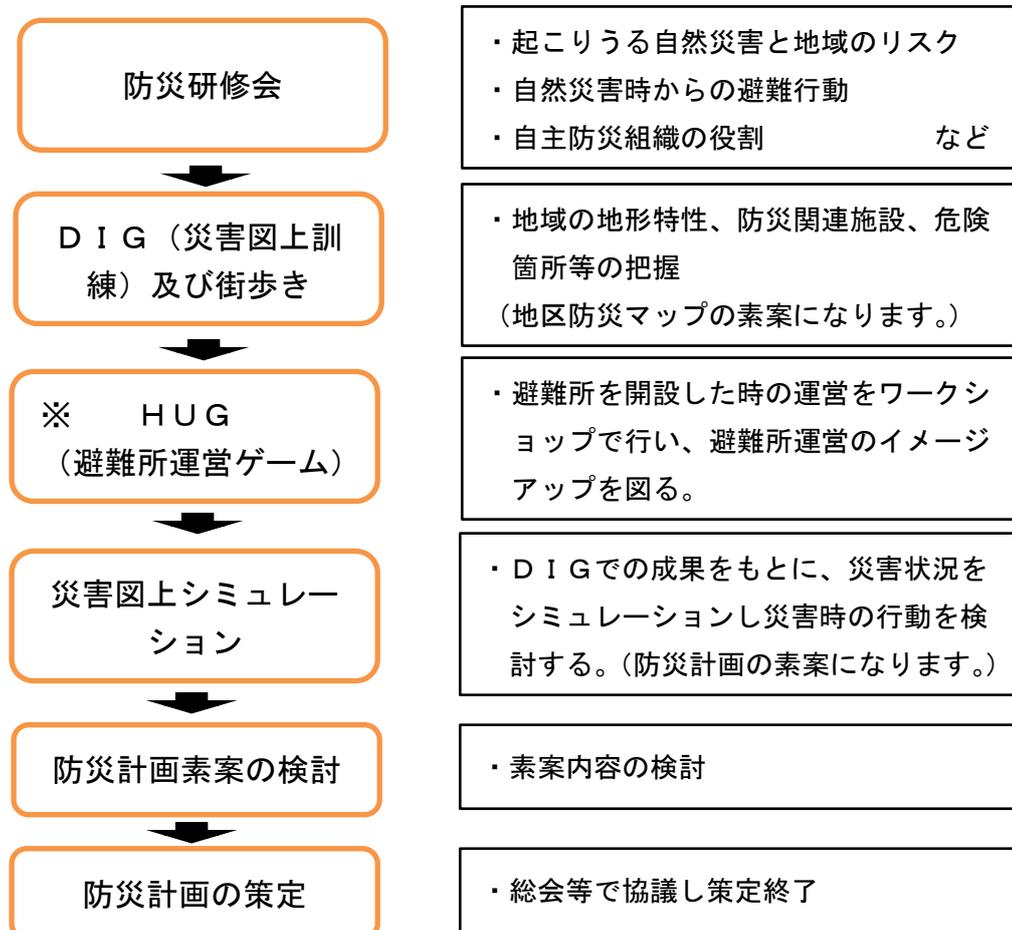
この規約は、○年○月○日から施行する。

② 防災計画の策定

災害が発生した場合、地域全体での対応が必要なことから、自主防災組織と地域内にある事業所等と連携した地区防災計画の策定が望ましい。



- 平成30年度府中地区自治公民館、令和元年度新川地区公民館で地区防災計画を策定した際のやり方（基本として一つのイベントを月1回のペース）
（※のHUGは日程等可能な場合に行います。）



結成について

※防災計画素案の検討までは、安心安全課で協力できますのでご相談ください。

防災計画に盛り込むべき項目としては一般的に次のようなものが考えられます。

防災計画に盛り込むべき主な項目

分野	盛り込むべき項目	内 容
組織に関すること	自主防災組織の編成及び任務分担	組織編成と各班の果たす役割を明確にする。
主に日常活動に関すること	防災知識の普及・啓発	事項、方法、実施時期等を定める。
	災害危険の把握	事項、方法等を定める。
	防災訓練	訓練の種別、訓練実施計画、訓練の時期及び回数等を定める。
	防災資機材等の備蓄及び管理	調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。
主に災害時の活動に関すること	情報の収集・伝達	情報の収集・伝達及びその方法等について定める。(情報班)
	出火防止、初期消火	出火防止対策、初期消火対策等について定める。(消火班)
	救出・救護	救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。(救出・救護班)
	避難及び避難所運営	避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の管理・運営等を定める。(避難誘導班)
	給食・給水	食糧や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。(給食・給水班)
他団体と協力して行う活動	避難行動要支援者対策	平常時、災害時の取組みについて定める。
	他組織との連携	他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。

※冒頭述べているとおり、自然災害に当たっては自分の身を守る（自助）のが基本ですので、防災計画で定める内容はご自分の安全を確保して可能な範囲で、地域で協力して行うものになります。

次に防災計画の一例を記載します。

防災計画の一例

〇〇自治会自主防災組織 防災計画

1 目的

この計画は、〇〇自治会自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、自然災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。なお、定めた事項の災害時の活動については自身の身の安全確保を最優先とし可能な範囲で行うものとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 災害危険の把握及び防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 情報の収集伝達に関すること。
- (5) 避難誘導及び避難所運営に関すること。
- (6) 出火防止、初期消火に関すること。
- (7) 救出・救護に関すること。
- (8) 給食・給水に関すること。
- (9) 避難行動要支援者対策に関すること。
- (10) 他組織との連携に関すること。
- (11) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

役 職	平常時の任務	災害時の任務
会長		
副会長		
総務班		
情報班		
消火班		
救出・救護班		
避難誘導班		
給食・給水班		

※役職と任務分担は、地域の実情に合わせて編成して下さい。

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。
- ③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。
- ④ 家庭における食糧等の備蓄に関すること。
- ⑤ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報誌、パンフレット、ポスター等の配布
- ② 防災出前講座、講演会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行う。
また、他のイベントに付随できる場合は適宜実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行い、地区の防災マップを作成する。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 霧島市地域防災計画及び総合防災マップ並びに県ホームページ
- ② 防災出前講座、講演会、研修会等
- ③ 災害記録の聞き取り

6 防災訓練

風水害等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようにするため防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練、総合訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
 - ② 消火訓練
 - ③ 救出・救護訓練
 - ④ 避難訓練
 - ⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）
 - ⑥ 給食・給水訓練
 - ⑦ その他の訓練
- (3) 総合訓練
総合訓練は、2つ以上の個別訓練を総合的に行うものとする。
- (4) 図上訓練
実際の災害活動について限られた人員で検討するために行うものとする。
- (5) 訓練実施計画
訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (6) 訓練の時期及び回数
訓練は、原則として年1回以上、春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日等を実施する。
- 7 情報の収集・伝達
被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。
- (1) 情報の収集・伝達
情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。
- (2) 情報の収集・伝達の方法
情報の収集・伝達は、電話（携帯電話、スマートフォン含む）、テレビ、ラジオ、インターネット、コミュニティ無線等による。
- 8 出火防止及び初期消火
- (1) 出火防止
大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、火災予防週間時にあわせ各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。
- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
 - ② 可燃性危険物品等の保管状況

結成について

- ③ 消火器等消火用資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の事を実施する。

- ① 火災予防週間にあわせた消火器等の取扱訓練
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭での準備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ① ○○病院
- ② ○○診療所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難及び避難所運営

災害等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

霧島市から避難指示等が発令されたとき又は、自主防災会会長が必要であると認めたときは、自主防災会会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を防災計画に定められた避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び避難場所

- ① ○通り、ただし○通りが通行不能の場合は△通り
- ② ○○公園又は○○学校

(4) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市役所、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら行う。

1 1 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は〇〇事業所等から提供を受けた食糧等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員は、市から提供された飲料水、備蓄飲料水、水道、井戸等により給水活動を行う。

1 2 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者の把握

災害時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って、避難行動要支援者を把握する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

1 3 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

1 4 防災資機材等

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

(1) 資器材一覧表

(略)

(2) 定期点検

毎年〇月第〇 〇曜日を全資機材の点検日とする。

※ 内容については、自治会等の特性に応じて計画できます。

また、地域内にある学校、福祉施設やその他の事業所等と連携できる場合は、必要事項を追加し、「地区防災計画」として策定することも可能です。詳細については、安心安全課にご相談ください。

地区防災計画制度の紹介

我が国における防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県・市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されることになっている。一方で、東日本大震災では、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識された。その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正では、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、「地区防災計画制度」が新たに創設された。

この制度は、市内の一定の地区の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が自発的に行う防災活動に関する計画であり、地区居住者等自身が活動主体として率先的に防災活動に取り組むことが想定されている。そのため、地区防災計画の作成は、地区居住者等自らが計画の素案を作成し、霧島市防災会議に提案することができる計画提案制度が採用されている。

地区防災計画は、地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することができるが、地区防災計画の作成を検討している地区居住者等向けに、内閣府では、地区防災計画を作成するための手順や方法、計画提案の手続き等についてまとめた「地区防災計画ガイドライン」を作成しているので、このガイドラインも参考に、地区防災計画の作成に取り組んでいただきたい。

今後発生が見込まれる南海トラフ地震や首都直下地震といった大規模災害に対応するためには、ひとつの組織や主体の力のみでは不十分であり、地域の多様な主体が一緒になって防災に取り組むことが必要であるが、地区防災計画の策定の是非に関わらず、地域における防災組織が参画し、それぞれの役割分担や連携協力について議論することは、地域防災力のあり方を検討する上でも非常に有意義な機会であるため、この地区防災計画制度の創設をきっかけに、地域の他の防災組織との連携に取り組むことが必要である。

消防庁「自主防災組織の手引き」より

1. 日常における活動

自主防災組織における日常の活動としては、災害時に効果的な活動ができるよう、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うこと、そして、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことが重要です。

日常における主な活動項目

- 防災知識の普及・啓発(地域防災・家庭内の安全対策)
- 地域の災害危険箇所の把握(防災マップ等)
- 防災訓練

活動の留意点

- 各々の家庭において、火を出さないこと、家や塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保すること等、各個人及び家庭での防災対策が基本であること。
- 自主防災組織の役割分担、活動内容等についての理解
- 自分たちの日常生活の中にどのように組込めるか念頭に置き、一時的ではなく、継続して実施する。

◎ 効果的な防災活動を行うために…

活動を行う際には、どういった方針で進めるのかを役員会等でよく話し合い明確にしておきましょう。事前に以下のような項目について準備をしておくと、より効果的な活動が実施できます。

- ① 何を目的とする活動か
- ② いつ、どこで行うか
- ③ 参加人数はどのくらいか
- ④ 資機材、経費は何が必要か
- ⑤ 関係団体との調整は必要か
- ⑥ 活動を行うための役割分担はできているか

※活動の日時を決めるときは、多くの人が参加できるように、また、活動がマンネリ化しないように、イベント的要素を取り入れるなど少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。

(運動会やお祭り、清掃活動など自治会の行事に防災活動を組み込むなど)

活動について

- 活動の実施を周知活動の内容や日時、場所等を書いたチラシを作成し、配布・回覧して周知しましょう。

(1) 防災知識の普及・啓発

① 地域ぐるみでの防災意識の醸成

- あらゆる会合の機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を増やす。
- 地域の行事やイベントの中で、防災を意識づける機会づくり。
- 市や防災関係機関等の講演会や研修への参加
- 地域おける過去の災害事例や災害体験を調べ、資料を作成配布する。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットの作成や配付

特に、子供を対象に防災知識の普及・啓発を行うことは、災害時に子供達が適切に行動できるようになるだけでなく、家庭への普及も期待されます。

② 家庭内の安全対策

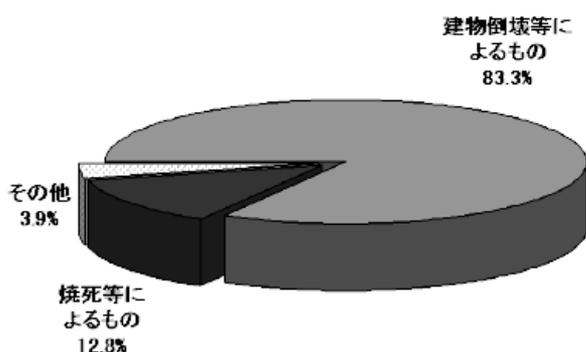
各家庭においても災害に対する備えをしておくことは、各自の生命、身体、財産を守るばかりでなく、地域の被害を軽減するために必要不可欠である。

また家庭における防災対策は、防災意識や危機意識の風化に伴い、具体的な行動に結びつかない状況もみられるため、自主防災組織の活動として継続的に取り組みましょう

【具体的な安全対策】

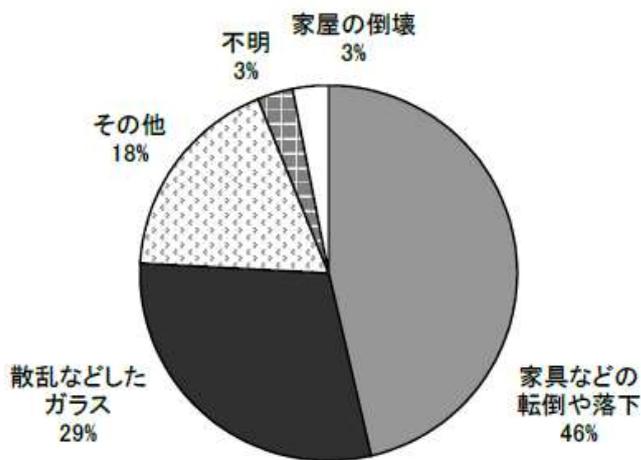
- 耐震診断等の建物の安全策
- 家具等の転倒・落下防止
- 防災用品、食料・飲料水等、物資の事前準備
- 住宅用火災警報器の設置促進、初期消火等、住宅防火対策

阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市）の死因



「神戸市内における検死統計（平成7年）」（兵庫県監察医）

阪神・淡路大震災におけるけがの原因



「阪神淡路大震災住宅内部被害調査報告書」(日本建築学会)

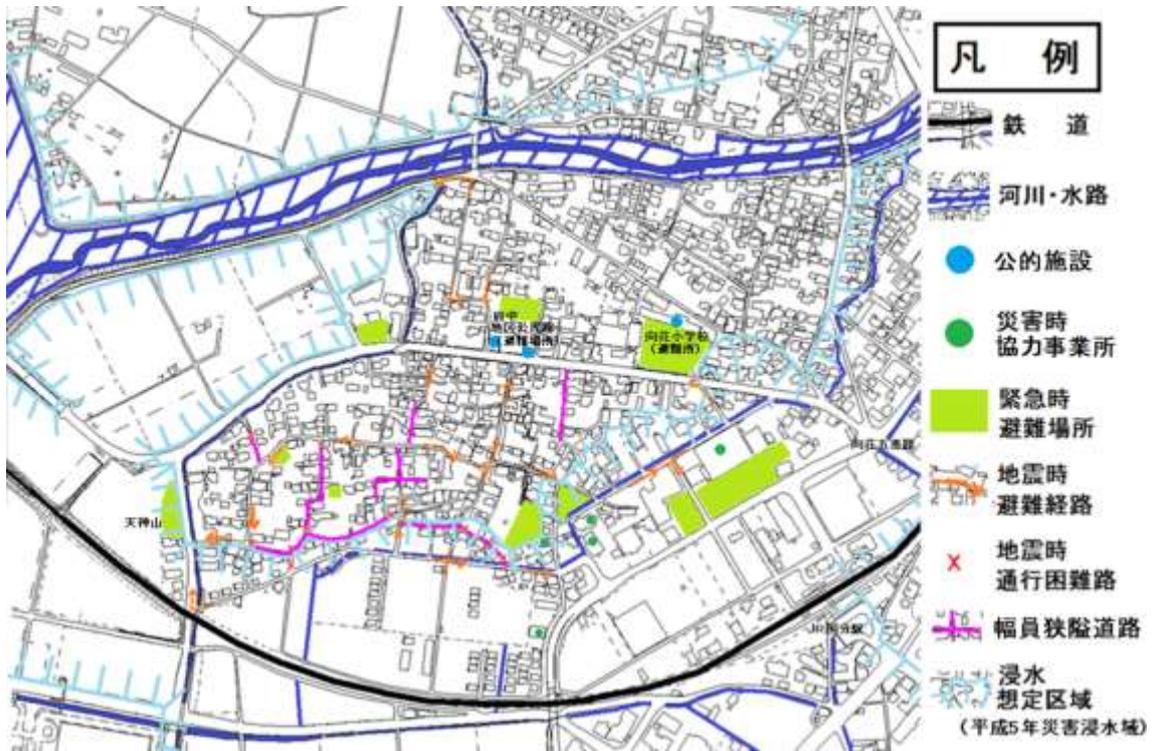
(2) 地域の災害危険箇所の把握

【把握の視点】

- 地域内の土砂災害危険区域、浸水想定区域、危険物集積地域、ブロック塀の安全度等の実態把握を行う。
- 地域の実態に即した消防活動、避難行動要支援者に配慮した避難誘導等の対応策について理解しておく。
- 地域内の消火栓や防火貯水槽等の消防水利の所在を確認するとともに、消火用の水利として井戸、河川等の活用も検討しておく。
- 地域の災害履歴や、災害に関する伝承等を知ることにより、予防・応急活動に効果的に活用していく。
- 県や市が作成した「ハザードマップ」を活用し、災害に応じた危険箇所を把握しておく。

「防災街歩き」イベントや「地域の清掃活動」などを活用するとともに、その結果を地区の防災マップ作りにつなげてみましょう。

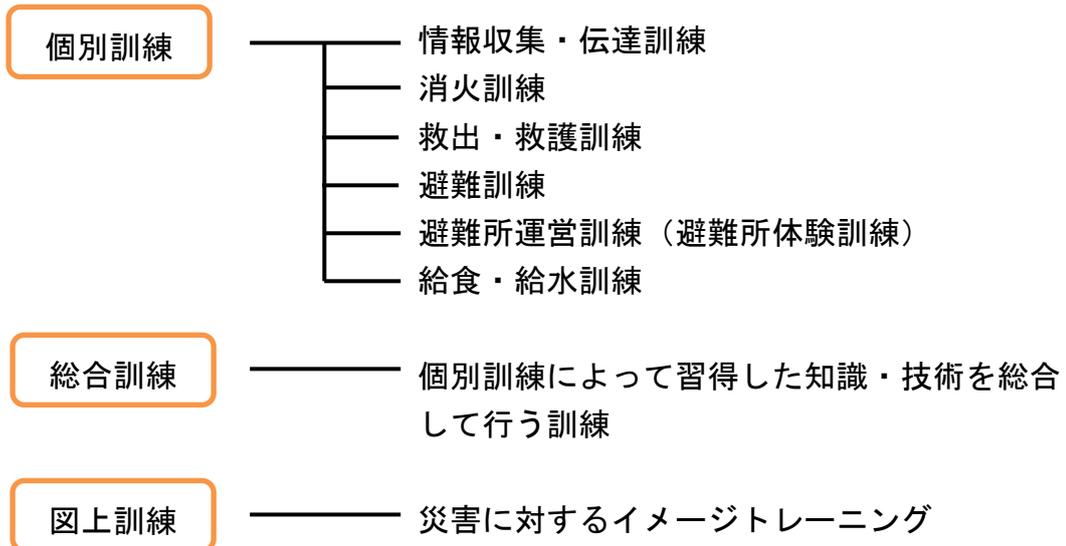
危険箇所を把握した後、防災マップを作成した例（国分府中地区）



(3) 防災訓練

自主防災活動の核となる防災訓練は、自主防災組織の防災計画に基づき実施します。次のような種類がありますので参考にしてください。

なお、訓練実施の際は、訓練中の怪我などに備えて「防火防災訓練実施計画書」（申請用紙は安心安全課に有ります。）を提出しましょう。



① 情報収集・伝達訓練

災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効ですが、地域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災組織の果たす役割が極めて重要になります。災害情報の収集・伝達では、自主防災組織を災害情報の中継点として位置づけ、これを通じて市や消防関係機関等からの情報を地域住民に伝え、また逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを自主防災組織で収集し、市や消防関係機関等に報告をするための訓練を行うことも必要です。

また、地域の被害想定等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となります。

情報収集訓練（例）

- ① 情報班に収集すべき情報の指示を出す。
 - ・ 現場の住所、目標、現場の状況
 - ・ 負傷者の有無と程度、今後の予測される状況
 - ・ 現在の措置、通報者
 - ・ 避難所における避難者数、避難状況

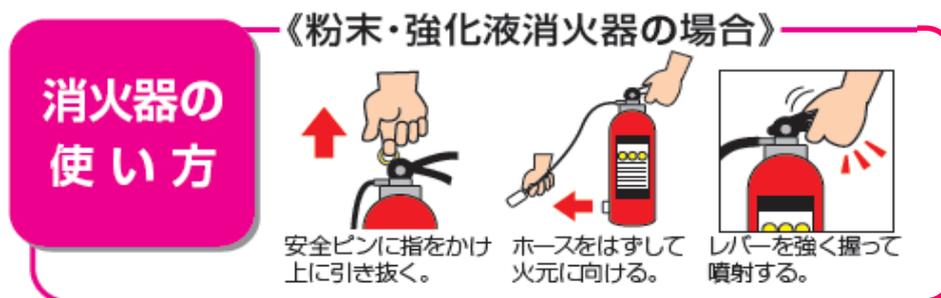
- ② 地域ごとに情報を収集する。(※必ずメモをとる。)
情報を収集した人の名前、日付、時間を記入する。
- ③ 収集した情報について報告を受け、地域ごとに取りまとめる。
(※報告の際も口頭のみでの伝達は避ける。)
- ④ 取りまとめた情報を報告する。

情報伝達訓練(例)

- ① 模擬情報を与える。
- ② 地域の伝達経路をもとに、次々に情報を伝達する。
- ③ 最終的に伝達された模擬情報が、どの程度正確に伝達されたかを確認する。

② 消火訓練

オイルパンや「まと」等を使用して、消火器、バケツ、可搬式小型動力ポンプ等により消火する等、消火用資機材の使用方法及び消火技術を習熟します。訓練のやり方や準備用品については、事前に消防局や消防団に相談しましょう。



霧島市総合防災マップより

③ 救出・救助訓練

はしご、ロープ、ジャッキ、のこぎり等の救出用資機材の使用法や負傷者等の応急手当の方法、救護所への連絡、搬送の方法等を訓練します。

また、AED(自動体外式除細動器)などの救急救命用資機材の使用法、負傷者の応急手当の方法といった救護の要領について、日頃から消防局等で実施する普通救命講習を受講するなどして習熟しましょう。

AEDの使い方

- 心肺蘇生法の実施者は心肺蘇生法を継続し、他の者がAEDを操作する。
- AEDは音声がついているので音声にしたがって操作しよう！！

- 1 電源 ON**
※ ボックスを開けると自動で電源がONになる機種もある。
- 2 パッド装着**
● 心臓を挟むようにパッドを貼る。
※ パッドに図が描いてあります。
※ 下記使用上の注意事項
- 3 心電図解析**
● AEDが心電図を解析する。
● パッドが装着されたら、自動で心電図を解析するので、周りの人に「離れて」と指示を出す。
● ショックが必要かどうか注意して聞く。
- 4 電気ショック**
● ショックが必要とき再度「離れて」と指示し、周囲の安全を確認後、ショックボタンを押す。
● ショックが不要とき心肺蘇生法に進む。
- 5 心肺蘇生法再開**

みんなでチェック AEDとは???

自動体外式除細動器のこと。
ひとこと覚えれば、初めての人でもできる電気ショックの機器。

〈使用上の注意〉

- 体が濡れていたタオルで水分を拭きとってから使用する。
- 胸部にペースメーカーや貼付薬がある場合はその部分を避けてパッドを貼る。
- 小さな子供(乳児も含む)には小児用パッドを使用しますが、ない場合は成人用を使用してもよい。



霧島市総合防災マップより

④ 避難訓練

突然の災害時にも落ち着いて避難行動をとることができるようにするには、普段から避難経路・避難所を確認しておくことが重要です。

避難訓練の際には、参加者は避難経路や避難所の安全について確認するとともに、避難時の非常用持出品や安全な服装について留意する必要があります。

また、津波避難訓練では、地震の発生後や津波警報を見聞きした後は、自らできる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動をとることを徹底していく必要があります。

自主防災組織としては、避難誘導班を中心として組織ぐるみで避難の要領を把握し、定められた避難所まで迅速かつ安全に避難できるようにしましょう。その際、地区内の避難状況の把握方法の確認や、避難行動要支援者の避難支援が想定どおり機能しているかチェックを行うことも忘れないようにしましょう。

なお、避難等で自宅を離れる際、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めておくことを訓練時にも再確認する必要があります。

⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

災害時に開設される避難所の運営には、地域のことをよく知る自主防災組織が積極的に関わる必要があることから、避難所の運営や避難者に対する生活支援の方法について訓練を行うことが必要です。この際、女性の視点も取入れ、男女隔たりの無い避難所運営に心がけましょう。

また、避難所での生活を訓練で体験することを通じて、避難の際の所持品や平常時からの準備について考え、地域住民の防災意識を高めることができます。

⑥ 給食・給水訓練

地域で限られた資機材を有効に活用して炊出しや、飲料水を確保する場所の確認などの訓練をしましょう。

なお、食糧を各人に効率よく配給する方法等についても留意しましょう。

各家庭においては、最低3日間（できれば1週間）生活できる程度の食糧等の備蓄を行うとともに、自主防災組織として災害発生時に備えて必要な準備をしておきましょう。この際、日常生活で使用する食材や加工品を少し多めに購入しておき、使ったら使った分だけ新しく買足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておくという、「ローリングストック」などのやり方がありますので参考にしてください。

⑦ 図上訓練

図上訓練は、災害へのイメージトレーニングとして、災害に対して地域や自らの意識に何が足りないか（例えば、被災した時の知識や消火活動等の防災行動力等）への「気付き」となり、今後どんな訓練を行えば良いのかという「行動」につながる重要な訓練です。

図上訓練については、防災マップ等をもとに議論を行うブレインストーミング型の災害図上訓練等、その方法は様々あります。

また、地震、風水害等、災害の種類によって地域のニーズは異なるため、「クロスロード」などの防災ゲームを活用し、過去の災害から学び、シミュレーション訓練しておくことも重要です。

※「クロスロード」とは

災害時には、同時多発的に想定外の問題に直面します。その際に、自分はどうかを「Yes」か「No」で判断することになります。

このような場面を複数の人で話合うことで、多くの価値観や視点に出会うことができ、防災の心を育むことができます。

(例) あなたは川沿いの集落の住民です。

母(70歳)、妻、小学生の子供2人の4人家族。激しい雨が降り続けている。今、洪水の危険があるとして集落に避難指示等が出たことを防災行政無線で知った。しかし、現在深夜12時。今すぐ、避難を始める?(Yes:すぐに避難する。No:しばらく様子を見る。)

(4) 要配慮者への対策

「要配慮者」とは災害対策基本法第8条において、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者と定義されており、防災上配慮が必要な方々である。この様な方々については、平常時から接する機会を捉えて把握に努めることが必要になります。

この際、要配慮者のうち災害が発生し又は、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と呼び、市では名簿を作成しており、このうち、平常時から名簿の情報を避難支援等関係機関(警察、消防機関、地区自治公民館、自主防災組織、民生委員など)へ提供することに同意された方について「同意者名簿」として、避難支援等関係機関へ提供していますので、活用して下さい。

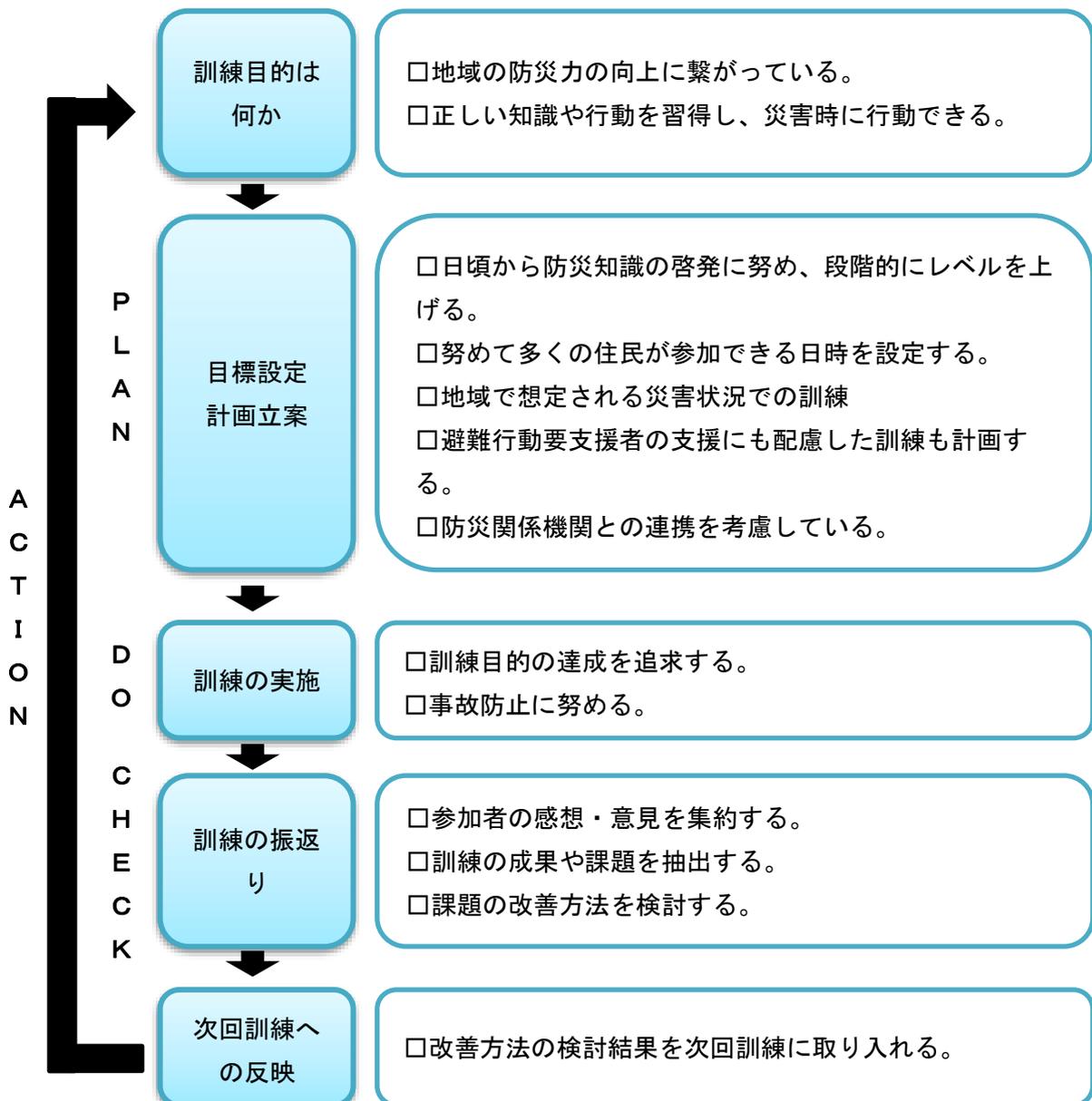
特に、災害時の避難支援等を実効性のあるものにするため、「誰が、どこに、どのように避難支援するか」、つまり避難支援者、情報伝達の方法、避難場所、避難のタイミング、避難所までのルート・交通手段などを整理した「個別計画」の作成が必要になりますので、関係機関と連携を取りながら、地域で体制を整えておくことが望ましい。

また、地域で暮らす外国人の方についても考慮に入れた活動を行う必要があります。

2. 防災訓練実施計画の策定

(1) 訓練計画策定の流れ

効果的な訓練を行うためには、目的・目標をしっかりと設定し、地域の実情に沿った計画を策定しましょう。また、訓練終了後は振り返りを行い、次の訓練や防災計画に反映していきましょう。



(2) 防災訓練計画の一例

豪雨災害の総合訓練例です。他の災害や個別訓練を行う際は内容に応じてアレンジするなどして下さい。

豪雨等災害

令和〇〇年度 〇〇自主防災会防災訓練実施計画書(一例)

主催 〇〇自治会

1 訓練の目的

自然災害(風水害)の発生に備え、自分の安全は自分で守る「自助」を災害対応の基本とし、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」という、隣保共同の精神と連帯感に基づき、自主防災会が機能し、迅速・的確な行動をとり被害の軽減を行うとともに、地域住民の防災意識の高揚を図る。

2 訓練日時

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇曜日) 〇〇時から〇〇時まで

3 場所

〇〇公民館周辺(雨天時:〇〇小学校体育館)

4 訓練参加者

自治会役員及び地域住民

5 訓練参加機関

〇〇消防署〇〇分遣所、消防団〇〇方面隊〇分団、〇〇事業所

6 災害の想定

霧島市は局地的に時間雨量80mmを超える集中豪雨に襲われがけ崩れや河川のはん濫等による災害の発生が予想されている。現在、〇〇地区においても、雨が降り続いており、今後も相当量の降雨が予想されていることから、地域住民は安全な避難経路を通して早期避難する必要がある。

7 訓練の内容

(1) 自主防災会災害対策本部設置訓練

自主防災会役員は連絡を取り合って避難所に参集し、自主防災会災害対策本部を設置する。本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に必要な指示を行うなどの初動訓練を行う。

(2) 情報収集伝達訓練

自主防災会の情報班が、市や防災関係機関からの情報を住民に知らせ

活動について

る訓練及び地域の被災状況や避難生活の情報を本部長や市に報告する訓練を行う。

(3) 避難訓練

地域の特性を考慮して避難経路を選定するなど、安全に避難するための訓練を行う。

(4) 炊き出し訓練

地域住民で協力して非常食（おにぎり）を作る訓練を行う。

(5) 救急訓練

消防職員等の指導により、応急手当法、心肺蘇生法、AED取扱い要領及び応急担架作成方法を習得する訓練等を行う。

(6) 防災資機材の紹介及び説明等の訓練

ア 自主防災会に備えてある防災資機材の紹介・説明

イ 消防職員の指導で、土のうの作成及びロープ結索訓練を行う。

(7) 訓練の細部実施要領 別添

(8) 訓練場所の要図（略）

8 訓練の日程

8時30分 自主防災会災害対策本部設置

8時40分 情報収集伝達訓練開始

9時00分 住民の避難訓練開始（市へ訓練の防災行政無線放送を依頼）
（自宅⇒1次避難所〇〇公民館）
炊き出し訓練開始

9時30分

～ 避難完了報告（避難誘導班長が本部長へ報告）

9時40分

9時45分 開会式

10時00分 救急救命訓練

11時00分 防災資機材の紹介及び取扱い等の訓練

11時30分 閉会式

9 訓練準備

(1) 訓練前日16時00分から

会場設営（テント張り）・用具等点検を実施する。

(2) 訓練当日8時00分から

放送設備・机・椅子等の設営及び炊き出し訓練の準備を実施する。

10 安全管理事項

(1) 市役所安心安全課に「防火防災訓練実施計画書」を申請する。

(2) 各訓練ごと安全係を指名し、不安全事項について注意喚起や指導を行

わせる。

別添

訓練細部実施要領（一例）

時間計画	項目	細部要領	備考
○日 16:00～ 17:00	訓練準備	○避難受付、救急訓練のテントの設営 （役員5名） ○防災倉庫の用具点検（役員5名）	
△日 08:00	訓練準備	○昨日準備した避難受付用テントに放送設備と椅子・机を設置（情報班担当） ○炊出し訓練会場の点検と用具の設置 （炊出し班担当） ○本部班で訓練準備の全般をチェック	
08:30～	対策本部設置	○本部長は自主防災会の組織編成を行い、各班長に次の要領で指示を行う。 ①情報班長への指示 「直ちに情報班を編成し、避難誘導班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、地域内の情報収集を行い被災状況を本部へ報告してください。なお、救助事案等の緊急連絡は、直ちに119番通報をお願いします。」「市や消防団、テレビ、ラジオ等から情報収集を行い、得た情報を住民に伝達してください。」 ②避難誘導班長への指示 「避難誘導班を編成し、避難情報が発令されていることを情報班と協力して地区ごとに回り、避難の指示と避難所について住民に周知してください。また、各地区ごとに誘導班員を配置し、消防団の協力を得て、避難所まで誘導してください。避難所に到着したら全員の無事を確認し、本部に避難の完了を報告してください。」 ③総務班長への指示 「避難者名簿及び被災記録簿を作成し、時系列で記録してください。」	

活動について

時間計画	項目	細部要領	備考
08:40～ 09:30	情報収集伝達訓練	<p>市や消防団からの情報や指示事項、テレビ、ラジオから得た情報を迅速且つ正確に住民に伝達するほか被災状況を市や消防団へ通報する訓練を行う。</p> <p>①市や消防団からの情報や指示事項、テレビ、ラジオ等から得た情報を住民に伝達する訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、事前に作成した模擬情報を情報班長に紙に記載して手渡す。 ・情報班長は、情報班員の役割分担を行った後、情報班員に模擬情報を示し、住民への伝達を指示する。 ・情報班員は、情報をわかりやすい伝達文にして伝達する。 ・情報班員は、情報をハンドマイク等で住民に伝達するが、伝達文を掲示板にも掲示する。 ・消防団車両のスピーカーで避難を伝達する。 <p>②被災状況を市や防災関係機関へ通報する訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、情報班長に被災状況を収集するように指示する。 ・情報班長は、情報班員に被災状況収集の指示を出す。 ・情報班員は、被災状況を現場で収集する。 ・情報班員は、収集した情報（事前に作成した模擬情報）を情報班長に伝達する。 ・情報班長は、情報を記録整理して市に報告する。 	
09:00～ 09:40	住民避難訓練	<p>避難訓練については、情報班とともに避難誘導員が本部からの指示を受けて、ハンドマイク等で避難の指示と1次避難所を伝えて回るので、住民は隣近所で声を掛け合い、助け合って1次避難所まで避難する。</p> <p>①避難は原則徒歩とする。</p> <p>②1次避難所は、〇〇公民館とする。</p>	

時間計画	項目	細部要領	備考
		<p>③ 1次避難所では、避難誘導員が人員の点呼、携行品などを点検する。</p> <p>④ 避難に際しては、避難誘導員が本部に連絡を取り、避難所の受け入れ準備ができたことを確認後、避難誘導員が参加者の前後に立ち、消防団員等の協力を得て避難所まで誘導する。</p> <p>⑤ 避難行動要支援者について支援者を定め、車椅子又は車等での避難支援を行う。</p> <p>⑥ 避難誘導員は、ラジオ付きライト、ハンドマイク、誘導灯等を携行し、高齢者や子どもを列の中心に配置して誘導する。また、避難者は、非常持出袋を携行し、集団からはぐれないようにする。</p>	
09:45～ 09:50	開会式	避難完了確認後、参加者全員（炊出し班は代表）に対し、訓練目的と訓練内容等を説明する。	
10:00～ 11:00	救急救命訓練	<p>救急救命訓練については、中央消防署〇〇分遣隊の指導により実施する。</p> <p>① 心肺蘇生法とAED取扱い訓練（人形とAEDは消防署から借用）</p> <p>② 止血法と骨折時の応急手当法（副子等による固定）</p> <p>③ 応急担架の作成訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布による応急担架 ・ 椅子等を使った搬送法 ・ 徒手による搬送法 等 <p>詳しくは、消防署計画</p>	
11:00～ 11:25	防災資材の説明	<p>① 自主防災会が備えている防災資機材の紹介・説明</p> <p>② 土のう作成及びロープ結索法（消防署員の指導により実施する。）</p>	
09:00～ 11:20	炊出し訓練	<p>① 公民館の炊事場において米を炊き、おにぎりを作る。</p> <p>② 防災資材の説明終了後、おにぎりを配る。</p>	

活動について

時間計画	項目	細部要領	備考
11:30～ 11:35	閉会式	①最近の自然災害の特徴 今までとは違う雨の降り方に十分注意すること 天気予報を参考に ②自助・共助の重要性について強調	
11:35～ 12:00	後片付け	テント、放送設備、炊事場等の片づけ。 怪我の無いように気を付けて行うことを注意喚起する。	